

中小業者の営業と暮らしを守り合う

強く大きな民商へ新年度を組織増勢で!

支援金・協力金・申告延長を知らせ、読者・会員・共済・婦人・青年で前進を!

中小業者の営業と暮らしを守り合う運動と強い大きな民商づくりが求められています。

マンガ コロナ禍 誰一人取り残さない支援を

罰則で「営業規制」を押し付け、不十分な減収補償で分断を図る、政府のコロナ対策に抗議し、中小業者の要求を示そうと、SNSでマンガを投稿・拡散しています。

※ 画像ダウンロードは全商連HP「会員ページ」で!



県内での拡大ルール拡大ルールがスタート!

白河民商は4月5日(月)からのスタートです。
仲間づくりに知恵と力を合わせましょう。

福島県版一時金

売上の減少した中小事業者に対する一時金(本県版一時金)

交付要件

- 次の「ア」から「ク」の要件を全て満たすこと。
- ア 県内に本社又は本店がある中小事業者で、法人の場合は中小企業基本法上の「会社」に該当し、以下の(ア)又は(イ)に該当すること。
 - (ア) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
 - (イ) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
 - イ 県内の飲食店と直接または間接の取引がある、または不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたことにより、令和3年1月または2月の売り上げが前年同月比で50%以上減少したこと。
 - ウ 国が実施する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。
 - エ 令和2年の確定申告を行い受領していること。
 - オ 申請時において事業を継続していること。
 - カ 以下の(ア)又は(イ)のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 福島県緊急対策における営業時間短縮要請の対象事業者
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - キ 以下の(ア)から(エ)のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
 - (イ) 政治団体
 - (ウ) 宗教上の組織又は団体
 - (エ) 指定管理者、第三セクター
 - ク 福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

交付額

1事業者あたり一律20万円

申請受付期間

【郵送申請の場合】令和3年3月9日(火)から令和3年5月14日(金)まで
【電子申請の場合】令和3年3月15日(月)から令和3年5月14日(金)まで

次週は政府の一時金をお知らせします。

白河民商

発行所
白河市天神町28
白河民商五会
TEL(27)3161

「無料法律相談・なんでも相談会」
2021年4月8日(木) 午後4時〜
「相談のある方は事前にお申し込み下さい」

